

「キャッシュレス・消費者還元事業」のポイント還元プログラム規約

第1条（規約の目的）

1. 本規約は、アメリカン・エキスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド（日本支社）（以下「当社」といいます）が、平成31年度政府予算に盛り込まれた「キャッシュレス・消費者還元事業」（以下「本事業」といいます）において、キャッシュレス決済事業者として登録を受け企画・運営する「キャッシュレス・消費者還元事業」のポイント還元プログラム（以下「本プログラム」といいます）に関して、対象カードのカード会員に提供される便益の内容および会員がこの便益を受けるための条件を規定するものです。
2. 本プログラムは、当社が別途提供する「メンバーシップ・リワード」プログラムおよびポイントとは一切の関連を持ちません。また、プログラム間でのポイントの移行もできません。
3. 本規約は、以下に定める各対象カードにそれぞれ適用されるカード会員規約（以下「カード会員規約」といいます）の一部を構成します。
4. 本プログラムは、対象カードに一律に適用されるものとします。会員が、対象加盟店で対象カードを使用した場合、本規約に同意したものとします。
5. 当社は、いつでも本規約を変更することができるものとします。この場合当社は当該変更について、すみやかに、Eメール、当社ウェブサイトへの掲載等の方法により、通知または公表します。

第2条（プログラム概要、用語の定義）

1. 本プログラムは、本事業の一環として行われるもので、会員が、ポイント付与対象期間中に、対象加盟店において、対象カードを用いて行う消費者取引に対して、本規約に定める条件に従い、当社が基本カード会員に対して、当該カード利用代金に応じたポイントを付与し、当該ポイントを換算した相当額を、カード利用代金に充当するものです。
2. 本プログラムにおけるポイント付与は、本事業の目的で特別に事務局（またはその委託先）を介して提供される決済データ（以下、「事務局データ」といいます）に基づき行われます。事務局データ以外はポイント還元の対象になりません。また、ポイント付与の期限は2020年12月31日までとします。
3. 本規約における用語の定義は以下の通りです。本規約に定義されていない用語は、カード会員規約に定義されている意味を有するものとします。

- ① 「対象カード」とは、当社またはその関連会社が日本国内で発行するアメリカン・エキスプレスのカードのうち、本規約の末尾の別紙表1に掲げられたカード（家族カード、追加カードを含みます）とします。
- ② 「対象加盟店」とは、当社加盟店のうち、本事業の対象として登録が完了している中小・小規模事業者とします。対象加盟店は事務局により公表されます。なお、加盟店が対象加盟店かどうか、および各対象加盟店に適用されるポイント還元料率は会員が自己の責任で事前に確認するものとします。また、本事業としての登録が取消された場合、当該加盟店での利用に関して付与されたポイントを遡及的に取消す場合があります。
- ③ 「ポイント付与対象期間」は、2019年10月1日から2020年6月30日までとします。ただし、経済産業省または事務局が本事業の期間を変更した場合にはそれに従います。
- ④ 「事務局」とは、本事業の執行団体である一般社団法人キャッシュレス推進協議会をいいます。

第3条（ポイントの付与、上限）

- 当社は、本規約に定めるところにより、本プログラム対象加盟店におけるポイント付与対象期間中の対象カードの各カード利用額に応じて、当該対象カードの基本カード会員のカードに対してポイントを付与します（家族カードまたは追加カードによる利用に係るポイントも基本カード会員のカードに付与されます）。ただし、ポイント付与対象期間中の利用かどうかの判断は、事務局データに含まれる利用日情報に基づき行われるものとし、これが実際の利用日と異なる場合には前者を優先するものとします。
- 付与されるポイント数は、対象となる各カード利用額に対して、以下の割合（当該カード利用がなされた対象加盟店が、本事業において、個別店舗として登録されている場合は上段の割合、フランチャイズチェーン等に属する事業者として登録されている場合は下段の割合）を乗じた額に相当するポイントとします（小数点以下の端数が生じた場合、小数点以下は切捨てとします）。

対象加盟店（フランチャイジー以外）での利用	5 %
対象加盟店（フランチャイジー）での利用	2 %

- 本プログラムにおいて、ポイント付与対象期間を通算して付与されるポイントは、各対象カードの基本カード会員につき、135,000 ポイントを上限とします。ただし、一旦上限に達した後は、カード利用の取消し・返品等によるポイント調整により上限を下回った場合でも、一旦上限に達した以降のポイントを付与しません。万一、上限を超えて付与したポイントについては後日ポイントの取消しを行います。
- ポイント付与対象期間中にカードを再発行された場合や、他の対象カードに切り替えられた場合も、同一の基本カードとみなされ、切り替え前のカードと合わせて上限は135,000 ポイントとなります。ただし、当社が特に認めた場合はこの限りではありません。
- ポイントの付与は、対象となるカード利用代金の事務局データを当社が受領してから、およそ1ヶ月以降後に行われます。
- 本条のポイントの付与の対象となるカード利用額は、本プログラム対象加盟店での物品・サービスの購入の代金とし、リボ払い方式、分割払い方式、ボーナス払い方式等の支払方法の如何を問いませんが、これにかかる金利、手数料は対象外とします。また、次のものは対象外とします。

- ① 消費税法別表第二の一～五に規定する有価証券等、郵便切手類、印紙、証紙及び物品切手等の販売
② 全ての四輪自動車（新車・中古車）の販売
③ 新築住宅の販売
④ 当せん金付証票（宝くじ）、スポーツ振興投票券（スポーツ振興くじ）、勝馬投票券（競馬）、勝者投票券（競輪）、舟券（競艇）及び勝車投票券（オートレース）の販売
⑤ 収納代行サービスや代金引換サービスに対する支払い
⑥ 給与、賃金、寄付金、祝金、見舞金、補助金、保険金、共済金、株式の配当金やその他の出資分配金の支払い
⑦ キャンセルにより存在しなくなった原因取引に対する支払い
⑧ その他本事業の目的・趣旨から適切でないと経済産業省及び補助金事務局が判断するものに対する支払い
- 本プログラムの対象となった利用額について、物品・サービスの購入の取消し若しくは解除、または金額の変更等がなされたことにより、カード利用額の調整があった場合、当社は、当該調整に応じその時点のポイントを減少します。また、対象加盟店から現金等による返金を受けることを禁じ、対象加盟店および事務局より現金等による返金の報告があった場合はポイントを減少します。
- 前項によるポイントを減少した結果ポイント数がゼロを下回る場合は、当社は、当該対象カードを保有する基本カード会員に対し、1 ポイントを1 円としてその相当額を請求します。

第4条（ポイントの利用方法）

1. 本プログラムにおいて付与されたポイントは、1ポイント=1円の割合で自動的に金銭換算のうえ、対象基本カードのカード会員口座に充当され、①当月のカード利用代金請求金額の一部に充当され、または、②当該充当額が当月のカード利用代金請求金額を上回る場合は翌月以降に新たに発生するカード利用代金請求金額に充当されるものとします。ただし、ペイフレックス・リボルビング利用残高がある場合には、当該リボルビング残高に充当する場合があります。
2. 前項にかかわらず、当社は、当社が必要と認めた場合には、カード利用代金請求金額を減額せずに引き落した上で、カード会員の指定の銀行口座に対して、発行したポイント相当額の現金を振り込むことができるものとします。
3. 本プログラムにおいて付与されたポイントは、前二項の方法による利用によるほかは、いかなる利用もできません。なお、ポイント付与の対象となったカード利用代金に直接充当されるものではありません。また、会員は、本プログラムによる充当予定であることを理由に、現在または将来の支払を拒みまたは減額を求めるることはできません。

第5条（ポイント数の告知）

本プログラムにおいて付与されるポイントの数は、前条に従い1ポイントを1円に換算した後の金額として、各対象カードの毎月のカードご利用明細書において表示されます。

第6条（会員資格の終了）

1. 各対象カードの基本カード会員の会員資格が事由の如何にかかわらず終了した場合、その時点までに当該カードを用いて行った消費者取引は、第3条および第4条に基づき、会員資格終了後も、ポイントは付与され、対象カードのカード会員口座に充当されます。充当額がカード利用代金請求金額を上回る場合は、第4条2項に基づき、指定の銀行口座へ振り込みいたします。ただし、銀行口座の設定が完了していない、もしくは設定解除済みの基本カード会員においては、家族カード、追加カード分を含め、累積したポイントを失効させていただく場合がございます。
2. 基本カード会員の対象カードが他の対象カードに切り替えられた場合、第3条4項を除き、切り替え前の対象カードについて累積したポイントは、その会員資格の終了をもって、切り替え後のカードに引き継がれません。

第7条（本プログラムの中止等）

当社は、本事業に変更があった場合、または、当社の事業上の必要により、何時でも本プログラムを中止または内容（ポイント付与対象期間、換算率、ポイントの上限等を含むがこれに限られない）の変更をすることができるものとします。この場合、当社は当社ウェブサイトへの掲載、その他適当と認める方法により、あらかじめその旨基本カード会員に通知いたします。

第8条（本プログラムへの参加拒否申出）

1. 対象カードの基本カード会員は、当社に対し、本プログラムへの参加拒否の申出ができるものとします。
2. 参加拒否の申出は、基本カード会員が書面で通知するものとし、当社が参加拒否処理完了後、基本カード会員ならびに家族カード、追加カードにも自動的に適用され、参加拒否処理により一度還元の対象外となったポイントは付与されず、いかなる場合も再び有効となることはありません。

第9条 (ポイントに係る紛議等)

1. 本規約の下で与えられる対象カードのポイントは、当該対象カードの基本カード会員に限って与えられるものであり、これを他の会員その他の者に譲渡することはできません。
2. 対象カードのポイントは、本規約に従った利用方法のほか、如何なる利用もできず、如何なる場合であっても、本規約に基づかずに、当社がこれを買い取り、またはこれを別の商品若しくは金銭と交換することはできません。
3. 本プログラムにおけるポイントの付与は、事務局データに含まれる情報に基づき行うものとします。また、本プログラムへの参加資格、ポイントの有効性、有効なポイント数、またはポイント充当に関する疑義その他、本プログラムの運営に関して生ずる疑義は、当社の裁量により決するところによるものとします。
4. 本プログラムへの適用に関して、基本カード会員またはその追加のカード会員に本規約違反または不正・不当な行為（次条に定める「不当な取引」を含みます）があった場合、またはその恐れがあると当社が合理的に判断した場合、不当な取引が発生した疑いがあるとの補助金事務局からの通知を当社が受けた場合は、当社は、いつでも以下の措置の一部または全部をとることができるものとします。
 - ① 当該対象カードの本プログラムへの参加資格を取消すこと、およびポイントの付与ならびに充当の停止
 - ② 累積したポイントを失効させること
 - ③ 既に充当済みのポイントについて、充当に要した費用並びに国、事務局または当社が被った損失の相当額を実額にて請求すること。なお、本請求権については会員資格終了後においても有効なものとします。
 - ④ カード使用の一時停止もしくは会員資格を喪失させること
5. 本規約に明示するもののほか、当社は本プログラムの運営に関して基本カード会員その他の者に対し何らの責任を負うものではないものとします。
6. 本プログラムの運営に関して当社が本規約の条項に従った処理を怠った場合においても、当該条項の効力に何ら影響するものではなく、当該条項は引き続きそのまま効力を有するものとします。
7. 本プログラムの下で与えられるポイントまたはこれにより受ける便益について、租税公課が課せられる場合、当該租税公課は会員の負担とし、また、会員は、自己の判断で、必要な経費処理等を行うものとします。
8. コンビニエンスストアやインターネットサイト等で即時還元（店頭割引等）を実施する場合、当社は一切の関与をしておらず、当該取引等で生じた損害等について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第10条 (不当な取引)

1. 会員は、以下に定める不当な取引を行ってはならないものとします。
 - ① 他人のキャッシュレス決済手段を用いて決済した結果として、自己または他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
 - ② 架空の売買や、直接または間接を問わず、自らが販売した商品を同額で再度購入する取引等、客観的事情に照らして取引の実態がないにも関わらず、当該取引を根拠として、自己または他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
 - ③ 商品若しくは権利の売買または役務の授受を目的とせず、本事業における消費者還元に基づく利益を受けることのみを目的として、キャッシュレス決済を行い、自己または他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
 - ④ 本事業の対象でない取引を対象であるかのように取り扱い、自己または他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
 - ⑤ 本事業の対象取引が取消、解除その他の事由により存在しなくなった、または現金若しくは本事業の対象外取引である金券等による反対給付が行われたにも関わらず、自己または他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
 - ⑥ 本事業の対象でない加盟店が対象であると申告することで、他者に本事業における消費者還元に基づく利益を得させること
 - ⑦ その他、経済産業省、事務局または当社が不当であると判断する取引

第11条 (個人情報の収集・利用・提供)

会員は、会員が不当な取引を行った場合またはその恐れがあると当社が判断した場合次の各号に掲げる情報を、不当な取引を行った者の特定、不当な取引の防止および不当取引によって生じた損害の賠償請求等の目的のために、当社が収集・利用し、また当社から事務局および登録決済事業者並びにその委託先に提供することについて同意するものとします。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 電話番号
- ④ 住所
- ⑤ 決済手段として使用したカード番号
- ⑥ 引落先銀行口座情報
- ⑦ 不当な取引を行った事実

別紙表1 対象となるアメリカン・エキスプレスのカード
アメリカン・エキスプレス®・カード
アメリカン・エキスプレス®・ゴールド・カード
プラチナ・カード®
ANA アメリカン・エキスプレス®・カード
ANA アメリカン・エキスプレス®・ゴールド・カード
ANA アメリカン・エキスプレス®・スーパーフライヤーズ・ゴールド・カード
ANA アメリカン・エキスプレス®・プレミアム・カード
ANA アメリカン・エキスプレス®・スーパーフライヤーズ・プレミアム・カード
デルタ スカイマイル アメリカン・エキスプレス®・カード
デルタ スカイマイル アメリカン・エキスプレス®・ゴールド・カード
スターウッド プリファード ゲスト®アメリカン・エキスプレス®・カード
ペルソナ STACIA アメリカン・エキスプレス®・カード
アメリカン・エキスプレス®・スカイ・トラベラー・カード
アメリカン・エキスプレス®・スカイ・トラベラー・プレミア・カード
ザ・ペニンシュラ東京との提携によるアメリカン・エキスプレス®・ゴールド・カード
アメリカン・エキスプレス®・ビジネス・カード
アメリカン・エキスプレス®・ビジネス・ゴールド・カード
アメリカン・エキスプレス®・ビジネス・プラチナ・カード
センチュリオン®・カード
アメリカン・エキスプレス®・ブルー

(会社名) アメリカン・エキスプレス・インターナショナル, Inc.

(日付) 2019年10月23日改定